

会津若松市地域生活支援拠点等の届出等に関する事務取扱要領

(令和4年4月1日決裁)

(令和6年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)第一の一の3による地域生活支援の拠点等(以下「地域生活支援拠点等」という。)の届出等に関する事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、地域生活支援拠点等の「機能」とは、次に掲げる機能をいう。

(1)「相談」

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談支援を行う機能

(2)「緊急時の受入れ・対応」

短期入所を活用した緊急時の受入体制や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3)「体験の機会・場」

地域移行支援や親元からの自立のために、障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4)「専門的人材の確保・養成」

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い障がい程度が重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5)「地域の体制づくり」

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 この要領において、拠点等事業者とは、地域生活支援拠点等の事業を行おうとする事業者をいう。

3 この要領において、拠点等事業所とは、地域生活支援拠点等の事業を実施する事業

所をいう。

（事前協議）

第3条 拠点等事業者は、届出内容等について事前に市と協議をしなければならない。

（拠点等事業者の届出等）

第4条 拠点等事業者は、拠点等事業所の名称等を「会津若松市地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録届出書」（以下「届出書」という。様式第1号）及び「地域生活支援拠点等機能強化加算に関する届出書」（様式第2号）または「地域生活支援拠点等に関連する加算の届出書」（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- （1）指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- （2）指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。
- （3）指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

（拠点等事業所の登録及び公表）

第5条 市長は、前条第1項の規定による届け出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、拠点等事業所として「会津若松市地域生活支援拠点等事業所登録台帳」（様式第6号）へ登録を行い、「会津若松市地域生活支援拠点等機能強化加算に係る通知書」（様式第4号）、「会津若松市地域生活支援拠点等の機能に係る通知書」（様式第5号）により通知をし、公表しなければならない。

（登録の変更・終了）

第6条 拠点等事業者は、拠点等事業所の登録の内容に変更が生じた場合、または終了する場合には、該当する区分を明記し、届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。